

# 鶴甲地区連合自治会 会則

平成29年(2017年)9月23日  
改定

## 鶴甲地区連合自治会の会則改定

平成30年度は鶴甲まち開き50周年になります。  
新しい50年に向けて、新しい時代に即した会則  
を検討してまいりました。

鶴甲地区連合自治会は昭和47年3月26日に結成されました。発足当時の会員数は1,304世帯(加入率75%)でした。その後、世帯数の増加やその他の原因で加入率は低下し、46年経過後の平成29年の会員数は650世帯(加入率は30%)にまで落ち込みました。特に鶴甲団地の号館単位での離脱が顕著です。各号館の管理組合はそれぞれ独自の管理組合規約を定めていますが、その規約には連合自治会への加入は明記されておらず、各管理組合の年次総会で加入・加入継続・脱会などが決議されます。高齢化率が37%を超え、管理組合の運営もままならず、管理会社に委託する号館が増加してまいりました。ましてや、連合自治会に人材を送り込む余裕はないかも知れません。そのような状況を鑑み、この度連合自治会の会則を改めました。今回改定した会則は縛りを少なくし、ゆるやかなコミュニティとしての連合自治会に生まれ変わる内容になっています。50周年に向けて今一度原点に戻り「鶴甲はひとつ」として、共に住みよいまちづくりに取り組みましょう。

平成29年9月30日  
鶴甲地区連合自治会

## 第1章 総則

(名称)

### 第1条

本会は、鶴甲地区連合自治会と称する。

(目的)

第2条 本会は、次に掲げる事業を行い、会員相互の親睦をはかるとともに、明るく住みよい環境、家庭と地域社会の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①防犯、防災、交通安全に関する事業
- ②環境衛生、福利厚生に関する事業
- ③こどものふるさと作り、体育文化に関する事業
- ④美しく、住みよい街づくりのための事業
- ⑤行政協力並びに本会の目的を達成するための事業

(区域)

第4条 本会の区域は、別図のとおりとする。

(事務所)

第5条 本会は、事務所を鶴甲会館内に置く。

## 第2章 組織

(会員)

### 第6条

- 1 本会の会員は、第4条に定める区域に住所を有する者（賛助会員〈法人・団体等〉を含む。）とする。基本として各号館又は宅地の各戸毎に加入するものとするが、非加入号館の個人（世帯）単独で加入することができる。
- 2 本会は、正当な理由なく、前項に規定する者の加入を拒むことができない。

(会員の権利と義務)

第7条 会員は次の権利と義務を有する。

- ①会員は、提案や意見を述べることができる。
- ②会員は、会則を守り、各種の行事に参加することができる。
- ③会員は、会則に従い、代表委員に就任することができる。なお、協賛会員であっても本人の希望があれば代表委員となることを防げない。
- ④代表委員、理事等に推薦された会員はできる限り受託することが望ましい。但し、年齢や健康状態などを鑑みて受託できない場合はその限りではない。

(会費)

### 第8条

- 1 会費は、1カ月戸当り金100円とする。毎年12カ月分を年度初期に前納するものとする。
- 2 新入会員は入会時に入会月の翌月分から年度末までの会費を納入するものとする。
- 3 やむを得ない理由で、退会されても既納の会費は払い戻さない。
- 4 本会の主旨に賛同する者から、協賛会費として、寄付金を収受することができる。

(代表委員・理事)

### 第9条

- 1 代表委員は、各号館、または宅地の街区ごとに選出する。
- 2 また理事は、あらかじめ定められたブロックごとに、附則に定められた定数を、代表委員の中から推薦する。

(役員)

#### 第10条

- 1 本会に、次の役員及び監事を置く。  
①会長 1名 ②副会長 2名 ③総務書記 2名  
④会計 2名 ⑤監事 2名 ⑥専門委員 複数名
- 2 役員及び監事は、総会において選任する。
- 3 監事とその他の役員は、相互に兼ねることができない。

(職務)

#### 第11条

- 1 会長は、会の代表者として、役員を統括し、会の運営に責任を負う。また、学区や各種団体の会議や行事に出席する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。なお、副会長については、担当分野ごとの統括責任を兼務することを可能とする。
- 3 総務は、会議の記録、広報紙、回覧の作成など事務全般を受け持つ。副会長や会計が兼務することも可能とする。
- 4 会計は、会費などの収入や物品購入代などの支出を行う。それに伴って、通帳や現金を管理するとともに、出納帳簿などの書類を作成し、領収書等の必要書類を保管する。
- 5 監事は、次の職務を行う。
  - ① 本会の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会に報告すること。
  - ② 本会の業務の執行及び財産の状況について不正があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。
  - ③ 理事会に出席して意見を述べることができる。
- 6 専門委員
  - ① 防犯、福祉、体育、お祭り、など、各活動分野を統括する。当会の役員、各種団体の委員を兼ねることを可能とする。
  - ② 必要に応じて会員以外の外部のブレインに委嘱することも可能とする。

(代表委員、理事、及び役員の任期)

#### 第12条

- 1 任期は、4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 代表委員、理事、及び役員は、再任されることができる。
- 3 代表委員、理事、及び役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の選任)

#### 第13条

- 1 新年度の役員は理事の中から互選する。但し、監事は代表委員及び、前年度理事の中から選出する。
- 2 会員が新理事に立候補するときは、2月末日までに会長または副会長に申し出ること。ただし、前年度理事2名以上の推薦を必要とする。
- 3 理事会は、会員の中より新年度の理事を推薦することができる。
- 4 本会の理事会はブロック選出理事と、理事会承認の理事で構成する。その人数は附則で決定する。
- 5 新年度の役員及び理事は、年度始めの定期代表委員総会（以下『総会』と言う）において、承認を得なければならない。

(役員に対する給与等の支給の禁止)

#### 第14条 役員には、その地位にあることのみに基づき給与等を支給してはならない。

(専門部会)

#### 第15条

- 1 本会は第3条の事業を行うため、必要な専門部会を置くことができる。
- 2 この専門部会をおいたときは、その運営に当たるため、理事会で専門委員を選任しなければならない。

### 第3章 総会

(総会)

第16条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第17条 総会は代表委員及び理事をもって構成する。

(権能)

第18条

1 総会は本会の最高議決機関であって、次の事項を議決する。

- ① 役員、理事を選出、決定に関する事項
- ② 事業の報告、及び計画に関する事項
- ③ 会計の決算、及び予算に関する事項
- ④ 会計監査の報告と意見に関する事項
- ⑤ その他、本会の運営に必要な事項

2 総会の議事案は理事会が提案する。

(開催)

第19条

1 通常総会は、毎年4月に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、会員の5分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったとき、又は監事から第11条第5項第2号の規定による請求があったときに開催する。

(招集)

第20条

1 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、代表委員に対し、会議の目的事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の14日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、その総会に出席した代表委員の中から選任する。

(定足数)

第22条 総会は、代表委員及び理事の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。但し、委任状提出者は出席者とみなす。

(議決)

第23条 総会の議事は、この会則に特に定めるもの以外は、出席した代表委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、会則改正、附則はのぞくものとする。

(委任状等)

第24条 やむを得ない事情のため総会に出席できない代表委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の代表委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その代表委員は、出席したものとみなす。

(議事録等)

第25条

1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 代表委員の現在数及び出席者数（委任状出席を含む）
- ③ 議決事項
- ④ 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席した代表委員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が議長とともに署名及び押印しなければならない。

## 第4章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、役員及び理事をもって構成する。

(権能)

第27条 理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第28条 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は役員 $\frac{1}{2}$ 以上から会議の目的事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第29条

- 1 理事会は、会長が招集する。
- 2 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の14日前までに文書を持って通知しなければならない。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第31条 理事会は、役員及び理事 $\frac{1}{2}$ 以上の出席がなければ、開会することができない。但し、委任状提出者は出席とみなす。

## 第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 会費
- ② 寄付金品
- ③ 事業に伴う収入
- ④ 資金から生ずる収入
- ⑤ その他の収入

(資産の管理)

第33条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第34条 本会の経費は、資産を持って支弁する。

(予算)

第35条 本会の収支予算は、毎会計年度開始前に前年度理事会議決により定め、総会の承認を得なければならない。

(決算)

第36条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後1ヶ月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、理事会及び総会の承認を得なければならない。また必要が生じたときは監査を受けなければならない。

(会計監査)

第37条 監事は、年度半ばと年度末、及び必要と認められたときに、会計監査を行い、その結果並びに意見を、理事会及び総会に報告し承認を得なければならない。

(会計年度)

第38条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

### 第39条

- 1 この会則を変更する場合は、総会において3分の2以上の同意を得なければならない。
- 2 ただし、不測の事態の場合には、理事会において3分の2以上の賛成で改正することができる。

(解散及び残余財産の処分)

### 第40条

- 1 本会を解散する場合は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 2 解散に伴う残余財産の処分は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得て、行わなければならない。

## 第7章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第41条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- ① 会則
- ② 会員名簿
- ③ 役員名簿
- ④ 総会及び理事会の議事録
- ⑤ 収支に関する帳簿及び証拠書類
- ⑥ 財産目録その他の資産の状況を示す書類
- ⑦ その他必要な帳簿及び書類

(委 任)

第42条 この会則の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

- 附 則
- 1 理事はブロック選出16名、理事会推薦7名以内とする。
  - 2 本会は必要があるときは、相談役を委嘱することができる。
  - 3 本会の役員、理事は活動諸経費を受けることができる。その額については理事会で決定する。
  - 4 協賛会員・賛助会員等は輪番制代表委員に任じられることはない。但し、推薦及び立候補を拒むものではない。(入会条件に明記)

この会則は

昭和48年4月15日より実施

昭和57年4月 5日                      平成 9年7月 6日                      平成14年2月24日

平成23年4月17日                      平成24年4月15日                      平成29年9月23日

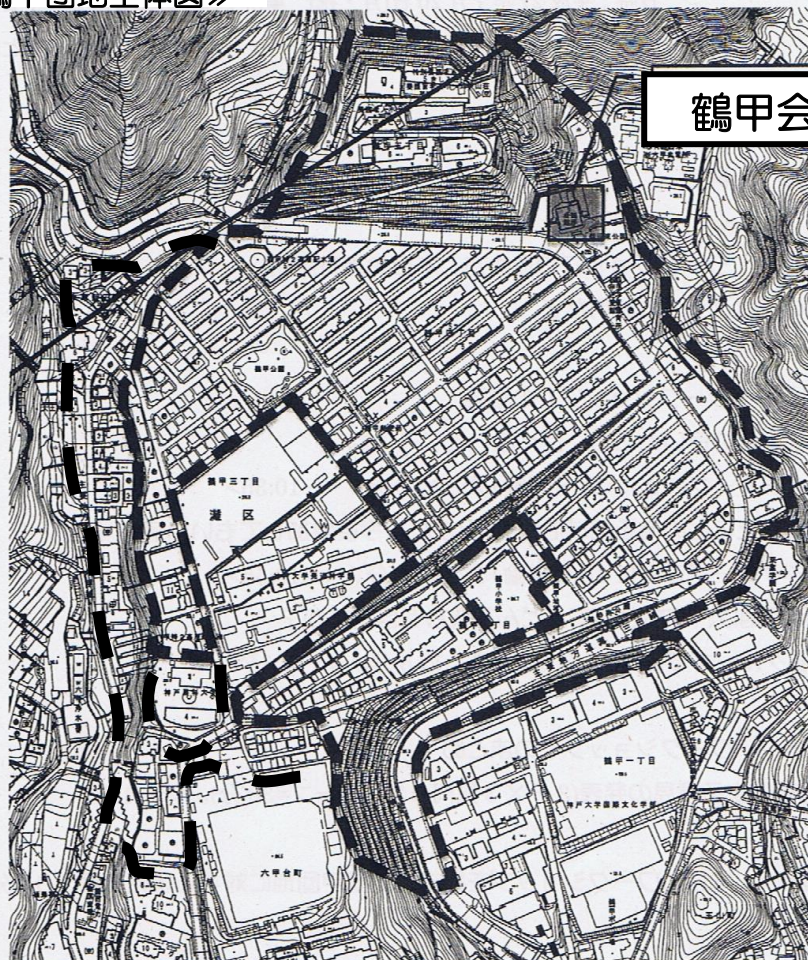
一部改正実施

会員について

- ① 会 員                      会員登録をしている鶴甲コーポ各号館及び一般マンションの管理組合の組合員、及び会員登録をしている戸建ての住民
- ② 個人会員                      非加入号館及び一般マンションで個人会員登録をしている住民
- ③ 協賛会員                      管理組合として、或いは個人として会員登録をしている会員のなかで何らかの事情で輪番制代表委員を回避することが認められた会員(或いは回避することを条件に入会する会員)
- ④ 賛助会員                      会費や協力寄付金を納めている法人・団体等

## 第4条 別図

### 《鶴甲団地全体図》



・面積：40ha

### 《人口規模等》 ( ■■■■■■ 点線範囲内)

- ・世帯数：2,247世帯 (平成27年7月1日現在)
- ・人口：4,467人 (平成27年7月1日現在)
- ・鶴甲小学校生徒数：349人 (平成27年5月1日現在)
- ・高齢化率：35.7% (平成27年5月1日現在)